



広報

さんごうぜき

時代とともに 地域とともに 三郷堰農業用水 SINCE1920

2026 年（令和 8 年）7 月 1 日発行 第 108 号

 水土里 ネット 三郷堰

（三郷堰土地改良区）

〒994-0073 山形県天童市大字寺津 1410

TEL.023-653-3332 FAX.023-654-8531

Mail.midori@sangozeki.or.jp（代表）



管内にある蔵増小学校では、学校田「蔵田（くらでん）」があり、児童が楽しみながら田植えをする様子

写真：蔵増小学校より提供

主な内容

- ・ 理事長挨拶
- ・ 事業計画, 会計予算
- ・ 賦課金, 決済金
- ・ 三郷堰地域水神祭
- ・ 当年度事業実施予定
- ・ 7 年度事業実施状況
- ・ お知らせとお願い

土地改良区の概要

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

受益面積 491ha

組合員数 901 人



晴天の中、月山・葉山を望み田植えが進む管内

今年の記録的な高温少雨を乗り越え

異常気象など天候に応じ臨機応変な対応を

三郷堰土地改良区理事長 長瀬 正宏



三月に入り日ごとに暖かさを増し、いよいよ農作業の準備も本格化する頃となりました。皆様方には日頃より、三郷堰土地改良区全般にわたり、ご指導ご協力をいただき、心から厚く御礼申し上げます。

本日は、天童市長、天童市農業委員会、並びに天童市農協組合長の関係機関のご来賓の皆様には、年度末の大変お忙しいなか、ご臨席を賜りまして厚くお礼申し上げます。

また、総代の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、多数ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

四半世紀にもわたり大変長らく三郷堰の運営にご尽力いただきました土地改良功労者の皆様、これまでの功績に厚く御礼申し上げます。

今もこうして三郷堰が百年を超えて地域を潤しているのは、数多くの先人の方たちの和の結晶として、成り立っているものと深く感謝申し上げます。

さて、昨年は六月から八月にかけて記録的な高温・少雨となり、特に七月はまとまった雨が降らず、三郷堰としても大変苦慮した一年でした。異常気象は今後も続くと思われており、降る時は極端に激しく、降らない時はほとんど降らないといったメリハリ化が進んできているように感じております。改良区としても負担軽減のため節電節水に取り組みますが、天候に応じた臨機応変な対応を適時適切に取り組んで参ります。

また、土地改良区の運営は、組合員の皆様に負担していただく賦課金で賄われております。三郷堰の賦課金は、ほ場整備完了後の平成三年から現在に至るまで、三十五年間積立金等の取崩しや補助事業の有効活用等により賦課金額を現行の一万円に据え置いてまいりました。

しかしながら、近年の原材料・資材および電気料金をはじめとするエネルギー価格の高騰により、業務運営は非常に厳しい局面に立たされております。これまでも揚水休止日の設定や揚水機運転時間の短縮など、節電・節水による経費削減に努めてまいりました。しかし、電気料金は十年前から見ると約二倍と増えており、約九百万円もの負担増となっており、内部努力のみでは補いきれない状況にあります。このままでは土地改良区運営の継続そのものが危ぶまれる事態となるため、やむを得ず賦課金の増額をお願いしなければならぬ状況となりました。

安定した農業用水の供給と施設維持のため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

関連して、三郷堰としまして令和八年度より連携保全管理計画、通称水土里ビジョンの策定を進めていくところです。

これは、地域の農業生産基盤の保全、土地改良区の運営基盤の強化を図るため、将来像を市町村や農業団体、法人経営体、集落などと共有し、保全に関する取り組みを推進する体制を構築するものです。

関係機関や近隣土地改良区、農業団体、集落などの皆様と一緒に、天童市のよりよい農業の在り方について協議検討して参りたいと考えておりますので、ご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

本提案する案件は、令和八年度の事業計画や予算に関することです。

これから先を見据えた大変重要な内容となっております。ご慎重なるご審議のうえ、ご決議



三郷堰土地改良功労者表彰の様子
 天童区管理運営委員長 堀越重助氏



来賓祝辞 新関市長

くださるようお願い申し上げます。ご参集いただきましたご来賓はじめ功労者の皆様、総代皆様の益々のご活躍、ご健勝をお祈り申し上げます。

(令和七年度通常総代会理事長挨拶より)

令和7年度通常総代会 事業計画・会計予算

令和8年3月7日（土）天童市立寺津公民館集会室において、令和7年度通常総代会を開催いたしました。議長に寺津総代 太田新栄氏を選任し、令和8年度の事業計画と収支会計予算について満場一致で可決決定されました。

<提出議案>

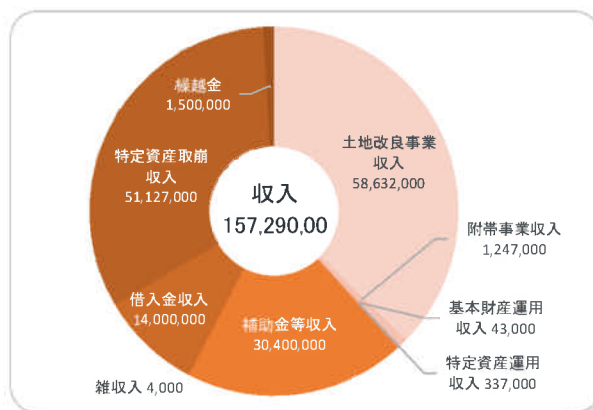
- 報告第2号 令和7年度第2回定例監査報告（総括監事報告）
承認第3号 新規土地改良事業の実施とこれに伴う令和7年度事業計画の一部変更について
議 第1号 土地改良施設維持管理適正化事業資金（第49期生）の事業実施に伴う拠出金の変更について
承認第4号 令和7年度第2回収支補正予算の専決処分について
議 第2号 三郷堰土地改良区定款規約諸規程の一部変更（改正）について
議 第3号 令和8年度事業計画について
議 第4号 土地改良施設維持管理適正化事業資金（第50期生）拠出金について
議 第5号 令和8年度県営土地改良事業（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））に伴う長期借入金の借入れについて
議 第6号 令和8年度一時借入れについて
議 第7号 令和8年度収支予算について
議 第8号 令和8年度賦課金及び徴収方法について
議 第9号 令和8年度農地転用等地区除外に伴う決済金及び徴収方法について
報告第4号 滞納処分の実施について



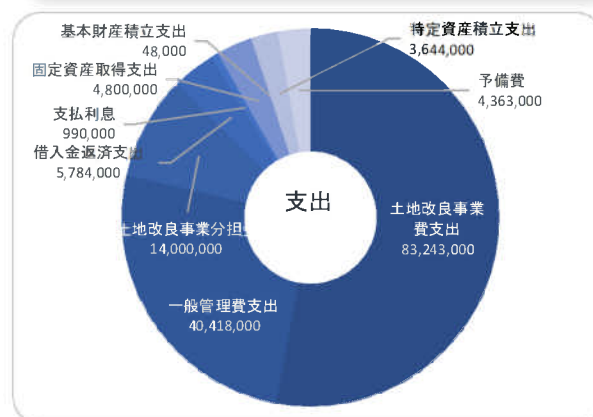
議長 太田新栄総代



採決の状況



収入	(円)	
土地改良事業収入	58,632,000	賦課金10a12,000円
附帯事業収入	1,247,000	他目的使用料,多面支援等
基本財産運用収入	43,000	株配当金
特定資産運用収入	337,000	積立金受取利息
補助金等収入	30,400,000	適正化事業,管理体制等
雑収入	4,000	共済受取保険金,過年賦課
借入金収入	14,000,000	県営事業分担金
特定資産取崩収入	51,127,000	財政調整,転用決済金他
繰越金	1,500,000	R6繰越等
計	157,290,000	



支出	(円)	
土地改良事業費支出	83,243,000	事業・管理
一般管理費支出	40,418,000	運営事務費等
土地改良事業分担金	14,000,000	県営事業
借入金返済支出	5,784,000	公庫資金償還金
支払利息	990,000	公庫借入金返済金
固定資産取得支出	4,800,000	草刈機械器具更新
基本財産積立支出	48,000	積立金支出
特定資産積立支出	3,644,000	積立金支出
予備費	4,363,000	賦課金10%程度
計	157,290,000	

令和8年度 賦課金及び賦課徴収方法

- 賦課期日 令和8年4月1日現在の土地原簿記載地籍により賦課
- 窓口納付場所 JAてんどう本所、JA山形天神支店、本土地改良区事務所
- 振込振替 送金による振込金融機関口座に振込、指定された口座からの振替

賦課種別		令和8年度	令和7年度	比較増減	対象面積	付記
一般賦課金	一般管理費	6,000	5,000	+1,000	491.56ha	永年含
(経常賦課金)	維持管理費	4,000	3,500	+500	488.8ha	ほ場管理含
小計		10,000	8,500	+1,500		
特別賦課金	償還整備費	2,000	1,500	+500	488.8ha	
小計		2,000	1,500	+500		
総計		12,000	10,000	+2,000		

期別納期限

期別	賦課納期限	口座振替日	備考
第1期	7月31日(金)	7月27日(月)	前日まで口座残高の確認をお願いします。
第2期	9月30日(水)	9月28日(月)	口座振替賦課金領収書は発行しておりま
第3期	11月30日(月)	11月26日(木)	せん。必要な方はお問合せください。

令和8年度 農地転用等地区除外に伴う決済金及び徴収方法

(地区除外等処理規程による決済金算定基準)

決済金の額	10a単価	対象面積
賦課金等(当該年度含む)	該当額	全地区491.56ha
償還金等	21,956	全地区491.56ha
土地改良事業に係る事業費(後年度負担相当額)	459,096	全地区491.56ha
県営土地改良事業に係る分担金	11,791	全地区491.56ha
合 計	492,843	

※県営ほ場整備事業区域外については、10a当り208,203円

1 土地改良区が徴収すべき金銭の額 (次の該当分の合計)

- (1) 賦課金等 ア 未納入賦課金等～該当する額 イ 特別徴収金～該当する額
(2) 償還金等

償還金名	10a単価	対象面積
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業費	13,843	全地区491.56ha
R2災害復旧事業	8,113	全地区491.56ha
合 計	21,956	

(3) 土地改良区営土地改良事業に係る事業費(後年度負担相当額)

土地改良区営土地改良事業に係る事業費	10a単価	対象面積
決済年度以降に係る土地改良施設の維持管理費	459,096	全地区491.56ha
県営ほ場整備事業区域外に係る土地の維持管理費	174,456	全地区491.56ha

(4) 県営土地改良事業に係る分担金 (定款25条に規定する負担額)～該当する額

事業名	10a単価	対象面積
県営水利施設等整備事業(基幹水利施設保全型)	11,791	全地区491.56ha

2 土地改良区が支払うべき金銭の額 ～ 過誤納賦課金等該当金額

- 賦課期日 令和8年4月1日現在の土地原簿記載面積により決済する。
- 徴収期限等 農地転用等地区除外申請の許可のあった日から10日以内に徴収するものとする。
ただし、公共事業等の徴収時期については、理事会で別に定める。
- 徴収方法 三郷堰土地改良区理事長の発行する決済金納入通知書により徴収する。

令和8年度三郷堰地域水神祭



恒例により長瀬理事長による御祈禱

五月八日（金）、令和八年度三郷堰地域水神祭並びに通水現地観測会が行われました。山形県村山総合支庁産業経済部農村計画課、農村整備課をはじめ、天童市農林課や、山形県土地改良事業団体連合会など多数の関係機関の来賓の方々からご参加いただき開催いたしました。天候にも恵まれ、土地改良区事務所敷地内にある水神様に、今年一年無事に三郷堰の大地を潤すことが出来る事を願い、理事長が神事を執り行い御祈禱いたしました。



水量調整等の通水観測結果の報告状況

三郷堰通水現地観測会



開会行事の様子（事務所敷地内にて）

水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）

【令和 8 年度】

事業整備予定内容

- ・三郷堰第一揚水機場電気設備・ポンプ設備等整備
- ・測量試験費（水管理システム実施設計等）

事業概算予算 194,000 千円



高圧受電盤・機側操作盤等更新



三郷堰ポンプ・電動機等設備整備

土地改良施設維持管理適正化事業 整備補修事業（一般型）

昭和 60 年度に県営ほ場整備事業により造成された本施設は、一級河川倉津川より取水し地区内にかんがいするものであり、造成より 40 年経過している施設です。経年劣化により揚水機始動のための真空状態になりにくく、満水検知も適正にならないため起動から運転までの所要時間が大幅にかかることや、耐用年数を超過しており今後電動機が動かなくなることが想定されています。部分的に整備更新を行ってきましたが、本事業により整備及び更新を実施し施設の安定と用水の確保を図るものです。

事業年度	令和 8 年度実施（拠出期間 R6～R10）
加入施設	三郷堰第三揚水機場（倉津川揚水機場）
事業名称	土地改良施設維持管理適正化事業（整備補修事業（一般型））
整備内容	ポンプ設備等整備更新
事業費	16,500 千円（国 30%、県 30%、市 10%、地元 30%）



三郷堰第三揚水機場ポンプ設備全景



主ポンプ（片吸込渦巻）・電動機等更新

組合員の皆様へお願い 節水・かけ流し禁止・下流への配慮・刈草管理



今年は降雪量も少なかったことから、河川の夏場における水不足が不安視されております。このような状況ですので、適時適切な水管理をお願いし、かけ流しの禁止、下流のほ場への配慮など、節水にご協力をお願いいたします。 管理できていない場合は、水口及び止め板等の操作をさせていただきますので予めご了承ください。

管内の水路勾配は非常に緩いため、分岐から上流側のほ場の水口で止め板を設置すると、場所によっては小水路に流れてくるはずの水が下流へ流れてしまいます。分岐から3枚目（100m程度）までの水口の止め板は極力設置せず、必要な時だけの小さな板（30mm 程度）の設置をお願いします。



令和7年度実施 県営水利施設等整備事業 （基幹水利施設保全型）整備状況

【長寿命化対策】

三郷堰第一揚水機場建屋補修

三郷堰幹線送水管附帯設備

サージタンク更新（事務所隣接）

事業費 69,000 千円



サージタンク更新 整備前



サージタンク更新 整備後



三郷堰第一揚水機場建屋補修 整備前



三郷堰第一揚水機場建屋補修 整備後

令和7年度土地改良施設維持管理適正化事業 （防災減災機能等強化事業）整備完了

事業年度 令和7年度
施設 三郷堰第二揚水機場
事業費 42,800 千円
整備内容 電磁流量計
電気設備（機側操作盤他）
水位計他



電気設備・機側操作盤



電磁流量計

土地改良区からのお知らせとお願い

このような時は必ず手続きをお願いします！

公共機関（農業委員会・法務局等）で手続きを行っても、土地改良区への届出がなければ、土地原簿や組合員名簿は変更されません。届出がなければ従来の組合員への賦課となりますので、ご注意ください。

- 組合員資格の変更があったとき
(資格得喪通知)
- ・農地の移動（売買、貸借権、贈与、交換等）
 - ・死亡または経営移譲による名義変更
 - ・住所の変更
 - ・賦課金口座依頼や振替名義人及び口座番号の変更



滞納賦課金は新資格者が負担

農地の移動（売買・貸借等）において、その土地に滞納賦課金がある場合は、土地改良法の規定により新資格者に滞納賦課金が承継され支払わなければなりませんのでご注意ください。

- 農地を転用（農地以外）する場合
(地区除外申請書)
- ・農地を宅地等に転用する場合や地目の変更
 - ・公共事業等により農地が買収された場合、

地区除外決済金とは？

農地転用や公共事業による売買で、地区除外される場合は、決済金の納付が必要となります。これは、残された組合員の方が将来過重負担にならないように土地改良法第 42 条及び地区除外処理規程により、事業負担金及び長期負債借入金ならびに施設の維持管理費の負担額を一括して納入していただくものです。賦課金と同様の扱いとなり、決済金を納入してはじめて地区から除外されます。

- 土地改良施設を使用する時（土地改良施設他目的使用承認申請書）
- ・土地改良施設用地を出入り口等他目的に使用する場合（水路を横断しての進上路）
 - ・水路への雨水排水（公共事業以外）や合併浄化槽処理水の放流など



滞納処分（財産差押）について

賦課金の滞納は、土地改良法に基づき地方税同様国税徴収法に準じて、県知事の認可を受けて理事が処分執行することになります。滞納者には、通知、電話連絡、戸別訪問等を行い、納入の督促をしておりますが、それでも納入が難しい場合は、財産の差押えに踏み切っております。期限まで納入が難しい場合は、土地改良区事務所に相談ください。

三郷堰公式ホームページをご活用ください！

お知らせやイベント、揚水や賦課金情報などの必要な情報を見つけやすくわかりやすいようにお届けしていきます。



sangozeki.or.jp

さんごうぜき



LINE ID @588iolpn

三郷堰公式 LINE

お友達登録はこちら ▶

随時、揚水情報を中心にお届けします

